

基発第0401018号  
平成21年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

平成21年度労働保険加入促進業務の実施について

標記については、別紙労働保険加入促進業務委託要綱に基づき、社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全保連」という。）に委託して実施することとしたところである。未手続事業一掃対策は、労働保険制度の健全な運営等の観点から極めて重要であり、最重要課題として位置付けていること、また、受託者である全保連都道府県支部と都道府県労働局の連携は、未手続事業の解消に向けて不可欠であることから、標記業務の円滑な運営のため、協力方配慮されたい。

## 労働保険加入促進業務委託要綱

労働保険加入促進業務（以下「委託業務」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

## （目的）

第1条 「規制改革・民間開放推進3カ年計画（平成16年3月19日閣議決定）」においても指摘されているとおり、現在でも中小零細の事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されているものと推定され、法の履行、費用負担の公平を図る観点から、未手続事業の解消に積極的に取り組む必要がある。

また、労働保険徴収法では、中小事業の事業主の保険料の申告・納付その他各種手続の事務負担軽減と、行政の事務効率化等の観点から、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）として、中小事業主の委託を受けて、労働保険に係る各種手続を実施できることとしているところである。

当業務は、未手続事業の大部分が、中小零細事業であると考えられることを踏まえ、これらの事務組合の協力の下に、未手続事業の把握、労働保険制度等に専門的知識を有する者（以下「労働保険加入勧奨推進員」という。）による加入勧奨、加入する事業主への事務組合制度の紹介、委託勧奨を行うとともに、加入後の保険料の申告・納付事務の支援、並びに事務組合の育成及び事務組合職員等の資質向上のための研修等を行うことにより、労働保険への加入促進、及び加入した事業主の円滑かつ確実な保険料の納付の実現を図ることを目的とするものである。

## （業務内容）

第2条 業務の目的を達成するため、受諾者において以下の業務を行う。

ア 都道府県労働局（以下「労働局」という。）との密接な連携及び事務組合の協力の下に、労働保険未手続事業に関する情報を把握し、未手続事業場を選定する。

イ 未手続事業場に対して、労働保険制度等の専門的知識を有する労働保険加入勧奨推進員を配置することにより、加入勧奨活動（事務組合の紹介等を含む。）を実施すること。

ウ 加入勧奨の実施状況について労働局へ情報提供を行うこと。

エ 事務組合及び労働保険加入勧奨推進員に対して労働保険制度等に関する研修及び業務実施に当たっての指導を実施すること。

オ 事務組合の実態を把握し、問題点の解消及び改善等を図るとともに、効果的な加入促進活動に資するため、事務組合の実態に関する調査を実施する。

カ その他、当業務を行うに当たって必要となる業務

## （委託の対象）

第3条 厚生労働省労働基準局長（以下「委託者」という。）は、予算の範囲内において採択する額で、委託業務の実施に必要な特定の技術等を有する者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

(特定の技術等)

第4条 前条に規定する委託業務の実施に必要な特定の技術等は、次のとおりとする。

- (1) 労働保険制度、特に、労働保険の適用・徴収及び事務組合制度等について専門的知識を有する労働保険加入勧奨推進員を全国に一定数以上確保できること。
- (2) 事務組合を活用した未手続事業の情報把握、加入勧奨、加入に際しての事務組合への委託勧奨について、労働局と密接に連携できる県庁所在地に置く都道府県地方事務所とこれらを統括する本部組織を有し、これらの組織に委託業務を的確に実施できる要員を確保・配置できること。
- (3) 委託業務遂行上の指示・留意点等について、全国斉一的かつ速やかに事務組合に対して周知するとともに、研修・指導を実施することができる体制を有し、委託業務に係る委託開始日から速やかに委託業務を開始できること。

(受託者の選定)

第5条 受託者の選定に当たっては、「労働保険加入促進業務の公示」(以下「公示」という。)及び「労働保険加入促進業務の公募実施要領」により、受託を希望する者の公募を行うこととする。

- 2 公募を行った結果、公示に明記する要件(以下「要件」という。)を満たす者が一者であった場合は、その者を受託候補者とし、委託業務実施計画書(別添1。以下「計画書」という。)の提出を求めることとする。

委託者は受託候補者から提出された計画書を審査し、委託業務の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官である厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長(以下「支出負担行為担当官」という。)にその旨通知するものとする。

- 3 公募を行った結果、要件を満たす者の応募が複数あった場合は、要件を満たした者すべてに対して、企画書等の提出を求め、企画競争を実施する。委託者は、厚生労働省労働基準局内に別に定める企画書等評価委員会を設置し、提出された企画書等について審査を行わせ、最適と認める者を選定する。
- 4 企画書等評価委員会は、企画書等を提出した者に対し、その採否を通知するものとする。
- 5 前項において、採用となった企画書等を提出した者(以下「契約候補者」という。)は、前項の通知を受領した日から14日以内に、計画書を提出するものとする。
- 6 委託者は、提出された計画書を審査し、委託業務の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官にその旨通知する。

(契約書)

第6条 委託業務の実施に必要な事項については、労働保険加入促進業務委託契約書(別添2。以下「契約書」という。)に定める。

- 2 支出負担行為担当官は、前条第2項又は第6項の規定による通知を受けたときは、契約書により受託候補者又は契約候補者と契約を締結するものとする。

(様式 略)